

京都・長岡京跡(3)

- 1 所在地 京都府長岡京市野添二丁目一一五―一他
- 2 調査期間 一九八四年(昭59)七月～八月
- 3 発掘機関 勅長岡京市埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 木村泰彦
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 長岡京期(八世紀末)
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(京都西南部)

当調査地は、長岡京条坊復原による右京三条二坊十二町にあたり、小畑川によって形成された氾濫平野上に位置している。すぐ南には比高差約二mの洪積段丘下位崖面とそれに沿って流れる風呂川が、北西～南東方向に伸びている。

今回の調査は、長岡京市営住宅建設工事に伴う第一次のもので、長岡京跡右京第一六八次調査として実施したものである。

調査の結果、遺構は検出されなかったが、風呂川によって西方から運ばれた砂礫および粘土の堆積層が確認され、そのうちの灰色粘土層と暗灰色粘土層から多量の長岡京期の遺物が出土した。木簡は削屑を含めて三点あり、いずれも灰色粘土層からの出土である。

他の遺物には、土師器、須恵器の供膳・貯蔵・煮沸形態を始め、転用硯、墨書土器、製塩土器、土馬、軒丸瓦(平城宮六一三三丁)、神功開宝、鉄釘、砥石、箸、櫛、曲物、草鞋、不明木製品、加工木片、自然木、種子、昆虫遺体などがあり、ほとんどが段丘で占められる右京域内では珍しく有機物の遺存状態が良好であった。

墨書土器は、判読し得るものとして「衛門」・「弁」・「右」・「大」・「移」がある。このうち「衛門」は破片を含めて三点あり、当地周辺に存在した施設の性格を推定する手掛りとなるものである。

長岡京において諸司厨町が形成されていたという指摘はすでになされているが、『拾芥抄』によれば、平安京内の左右衛門町は右京三条四坊にある事が見えており、あるいは長岡京においても右京三条周辺に「衛門町」が存在した可能性があるかもしれない。

「弁」は獸を捕えるためのおとし穴のことで、『日本書紀』天武四年四月十七日条に「檻弁かりしおな」を作る事の禁止がみえ、『令義解』雑令に「檻かみせ弁」を施す時、人に害を与えぬよう注意すべき規定が見られる。何ゆえ土器にこのような文字を書いたのか、他の意味があるのかは不明であるが、他の墨書土器、木簡と合わせ興味深い遺物である。

